

社会福祉法人 緑和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 支給方法については、毎月末日締翌月25日銀行振込の方法により支払う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 第3条に該当しない役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うものとする。但し、費用弁償は報酬に含むものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)
理事会出席報酬等	12,450円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うものとする。但し、費用弁償は報酬に含むものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)
評議員会出席報酬等	12,450円

3 前各項の支給方法については、会議終了後に現金にて支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 第3条に該当しない理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 第3条に該当しない理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うこ

とができる。

- 3 第3条に該当しない監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	12,450 円	実 費
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	12,450 円	実 費
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	12,450 円	実 費

- 4 前各項の支給方法については、業務終了後現金にて支払う。

(出張旅費)

- 第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	日当 (日額)
実 費	2万円以内	12,450 円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 宿泊費は実情を考慮し、既定の2倍を限度として増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後出張精算書の提出により現金にて支払うこととするが、必要により事前に概算額を現金にて支払い、出張終了後、出張精算書を提出し差額を現金にて精算することができる。

(兼務役員)

- 第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月30日より適用する。

役員等報酬表

号 棒	支給基準額	
1号棒	月額	50,000 円
2号棒	月額	100,000 円
3号棒	月額	150,000 円
4号棒	月額	200,000 円
5号棒	月額	250,000 円
6号棒	月額	300,000 円
7号棒	月額	350,000 円
8号棒	月額	400,000 円
9号棒	月額	450,000 円
10号棒	月額	500,000 円
11号棒	月額	550,000 円
12号棒	月額	600,000 円
13号棒	月額	650,000 円
14号棒	月額	700,000 円
15号棒	月額	750,000 円
16号棒	月額	800,000 円
17号棒	月額	850,000 円
18号棒	月額	900,000 円
19号棒	月額	950,000 円
20号棒	月額	1,000,000 円